

飲用井戸等の水質汚染事故処理要領

(目的)

第1条 この要領は、「和泉市飲用井戸等衛生管理指導要領」に基づき、飲用井戸等の設置者等から汚染事故の連絡を受けた場合、又は、その他飲用井戸等の汚染を発見した場合に、速やかに適切な対応をするため、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 飲用井戸等の水質汚染事故とは、水銀・六価クロム・農薬類並びにトリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・1,1,1-トリクロロエタン等に代表される有機溶剤〔以下「トリクロロエチレン等」という〕等の有害・有毒物質によって、明らかに水質が汚染されているか、又は、その疑いがあるときをいう。

(措置)

第3条 事故発生の通知を受けたときあるいは汚染を発見したときは、次の内容について確認する。なお、汚染事故の内容により、必要に応じ上下水道担当部署・公害担当部署等に通報する。

(1) 事故発生判明直後(第一報)

- ①発生場所
- ②飲用井戸等の設置者名
- ③通報者名
- ④発生日時
- ⑤事故の概況
- ⑥その他

(2) 現地調査実施後(第二報)

- ①発生場所
- ②飲用井戸等の設置者名
- ③発生日時
- ④事故の状況
- ⑤事故原因
- ⑥水道の給水の有無
- ⑦応急措置の内容
- ⑧付近の井戸の所在及びその使用状況
- ⑨その他

(現地調査)

第4条 和泉市は、事故発生時には関係機関と連携を図り、速やかに現地の状況調査を行い、必要な箇所の採水を行うものとする。

(1) 状況調査は、第3条の(2)の事項について調査する。

(2) 採水すべき必要な箇所は、概ね次のとおりとする。

- ①当該汚染を受けた井戸等
- ②影響域にあると考えられる付近の飲用井戸等
- ③汚染井戸等の付近の水路等

(3) 水質検査

事故発生時の水質検査は、原則として下記のとおり実施する。

状況判断の資料として少なくとも次の検査を行う。

水温・濁度・色度・臭味・PH 値・TOC

なお、必要に応じ、水道法に基づく水質基準の省令に定められた項目について検査を実施する。農薬・トリクロロエチレン等の微量有機物質及び市において検査を行うことが困難な項目については、地方公共団体の機関等に検査の協力を求めるものとする。

(指導等)

第5条 調査の結果、井戸水等の飲用により人の健康を阻害するおそれがあることが判明した場合、設置者に対し井戸水等の飲用を中止するよう指示し、必要に応じ上下水道担当部署に対し応急給水等の措置を講じるよう要請する。

2 飲用の中止を指示する場合であって、当該井戸等が給水区域内に設置されているときは、早急に水道による給水を受けるよう指導し、上下水道担当部署に対し、引き込み工事等について速やかに対処するよう要請する。未給水区域に設置されているときは、水源の変更・適正な浄水処理等について指導・助言を行う。

附 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 6 年 8 月 22 日から施行する。